

岩手県告示第366号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第2号に規定する漁業に係る次の加入区及び漁業の区分について、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 加入区の名称 | 漁業の区分 |
|--------|-------------------------|
| 釜石東部 | 小型いさだ船びき網漁業及び小型さんま棒受網漁業 |
| 綾里 | 小型さんま棒受網漁業 |